

枚方市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年（2024 年）3 月 28 日

枚方市監査委員	上 森 太一郎
同	分 林 義 一
同	泉 大 介
同	田 中 優 子

本監査は、枚方市監査基準に準拠して行った。

## 1. 監査の対象

### (1) 対象部課

	経営戦略室
	上下水道計画課
	上下水道財務課
上下水道部	上下水道総務室
	営業料金課
	上水道室
	上水道管理課
	下水道室
	下水道管理課

### (2) 対象事務

令和5年度（2023年度）における財務に関する事務の執行及び事務の管理状況

## 2. 監査の期間

令和5年（2023年）12月1日（金）から令和6年（2024年）3月27日（水）まで

## 3. 監査の結果

関係者から事情聴取し、また、提出された資料及び関係書類を監査した結果、事務処理状況等はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

### 【意見・要望事項】

#### [上下水道財務課]

##### ○建設仮勘定に関する事務について

水道事業会計及び下水道事業会計では、施設の建設及び改良に伴う経費の計算及び費用の振替の過程等を明らかにするため、整理勘定として建設仮勘定を設けている。

上下水道財務課では、工事完了による供用開始資産については、建設仮勘定から固定資産本勘定への振替を行い、減価償却台帳への登録を行っているが、いまだに工事の着工もされず建設仮勘定に整理されたままとなっている事例等があった。

事業計画等が変更となり、工事着手の見通しが立たないもの等については、関係課と協議した上で、適時、適切な会計処理を行うよう要望する。

### [営業料金課]

#### ○営業料金課の所管事務について

水道メーターは計量法により 8 年で取替えが義務付けられている。営業料金課では、適正な計量の実施を確保するため、貯水槽方式で給水を行っている集合住宅等に管理責任者が設置されている私設メーターの取替えに対し、上下水道局が購入したメーターを貸与している。

検定満期を経過した私設メーターの取替えについても貸与の対象としているが、長期間取替えが行われていないメーターもあることから、今後、計量法の趣旨を踏まえて、期限内の取替え促進に向けた取組を一層推進するよう要望する。

### [上水道管理課]

#### ○水道に係る情報管理及び情報提供について

上水道管理課では、上下水道施設情報管理システムにより上水道関係図面の管理等を行っている。図面に係る情報提供については、これまで窓口対応のみとなっていたが、令和 6 年 3 月から水道台帳平面図のオンライン交付を開始するなどオンライン化を進めている。

今後も引き続き、上下水道施設情報管理システムの適正な管理に努めるとともに、市民・事業者の利便性向上及び事務の効率化のためにも、課題の整理、解決を図った上で、更なるオンライン化を進めるよう要望する。

### [下水道管理課]

#### ○下水道管理課の所管事務について

下水道管理課では、水洗化改造義務期限の供用開始後 3 年を超過した未水洗家屋の所有者に対し、平成 30 年度から令和 4 年度の 5 年間を計画期間として、戸別訪問による実態調査や水洗化への指導、勧告文書の送付等により水洗化促進の取組を進めてきた。その結果、1,519 戸が接続することとなり、5 年間の取組の効果が出ている。

今後も引き続き取組を推進し、未水洗家屋の解消に努めるよう要望する。

また、法定外公共物の使用許可に係る使用料は、枚方市法定外公共物の管理に関する条例に基づき算定しなければならないが、同条例の規定と異なる算定を行っていた事例が見受けられた。

当該事例に係る是正措置を速やかに講じ、今後同様の事案が発生しないよう適正に事務を執行するよう要望する。

### [上下水道計画課]

特に指摘すべき事項はなかった。